

申請者募集

認定されると
最大200万円
までご支援

新たな市場進出など販路を見据えた計画を策定し、積極的に取り組む食料品製造業者を募集します！！

過去の認定事業者も別の事業計画であれば申請できるようになりました

このような悩みを抱えている企業の皆様を支援します

首都圏へ営業しているけれど、交通費・滞在費が高くて困っている
販路開拓・商品開発・設備投資をセットで支援する補助金があればよいのに・・・



計画名 長崎県フード・バリューアップ事業計画

募集期間 令和5年4月12日(水) ~ 5月31日(水)

募集対象 売上が概ね5千万円以上の食料品製造業者

どのような計画が認定されますか？

「県産材」「歴史（ストーリー）」「便利食」「安全・安心・機能性」などに着目して、ギフト用品・業務用品・日用品といった新たな市場へ進出するような計画を認定します。



計画の例

県産材を使って高品質なお菓子を開発

【対象経費】原材料費、分析・検査委託料、外部指導員への謝金など

冷凍保存食品を常温保存に変えて新たな販路を開拓

【対象経費】コンサルタント料、展示会出展費、営業スタッフ旅費、真空包装機の購入費など
容器ごとレンジで温めてすぐに食べることができる便利食を開発

【対象経費】分析・検査委託料、レトルト殺菌装置の導入費、パンフレット作成費など
在庫管理をリアルタイムで把握するためのシステム開発 (DX特別枠)

【対象経費】システム開発・導入費など

商品毎の原価を都度正確に算定し、作業効率向上や商品開発に利用 (DX特別枠)

【対象経費】システム開発・導入費、システム導入のためのコンサル料など

詳細は、裏面でご確認ください。👉

申請対象者

次に掲げる事項を全て満たす事業者

- (1)長崎県内に主たる生産拠点を有する食品製造業者等で、本県内の生産拠点において申請にかかる事業を実施すること。
- (2)県内の生産拠点における食料品製造業等にかかる売上高（または生産額）が5千万円以上の企業であること。

「食料品製造業者等」とは、日本標準産業分類の中分類の食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料 製造業（清涼飲料製造業、酒類製造業、茶・コーヒー製造業に限る）に属する中小企業者のほか、知事が特に認めるものを指します。

認定の要件

1. 以下の表のような、新たな市場等の販路を見据えた取組を通じ、今後5年間で付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計金額）が20%以上増加する事業計画を県へ提出すること

想定販売チャネル	市場ターゲット	
		プレミアム価値
コンビニ (高品質)スーパー 食のセレクトショップ 通信販売	(高品質)日用品 業務用(中食)	県産材 便利食(冷凍食品) 健康、機能性、 安全・安心 ストーリー性
百貨店 テイクアウト専門店 宅配専門店		
百貨店 ギフト専門店 自社店舗 通信販売	ギフト (贈答、土産物等)	
飲食店 業務用専門店	業務用 (外食)	

2. 事業計画において、脱炭素化に資する取組を行うこと

長崎県フード・バリューアップ支援事業費補助金

補助率 (一般枠) 2分の1以内 (特別枠) 3分の2以内

補助限度額 2,000千円 (下限: 500千円)

事業期間 令和6年2月21日(水)まで

補助対象経費

事業区分	対象経費
(1)商品開発改良	商品開発改良に直接使用する原材料・資材・消耗品の購入費 商品開発改良に関する委託加工、分析・検査等に要する経費 商品開発改良の遂行に必要な職員の交通費・宿泊料 社内研修等の講師謝金・交通費・宿泊料 コンサルタント料およびコンサルタントの交通費・宿泊料 その他事業計画の実施に必要と認められる経費
(2)販路開拓	展示会・商談会出展に要する経費 認定事業に基づく営業スタッフの活動の交通費・宿泊料 コンサルタント料およびコンサルタントの交通費・宿泊料 その他事業計画の実施に必要と認められる経費
(3)設備導入	新たな市場等の開拓に直接使用する機械装置・工具器具の購入費 (付帯費用を含む) その他事業計画の実施に必要と認められる経費

設備導入に対する補助額は、1,000千円を上限とします。

認定された企業に対する支援

認定申請書提出先及び相談先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1
長崎県産業労働部 企業振興課 産地振興班
TEL 095(895)2637 / FAX 095(895)2544

詳細は、長崎県のホームページでご確認ください。
資料(募集要項、各種様式)は、ホームページからダウンロードできます。

長崎県 フード・バリューアップ 補助金

申請前に事前相談する必要があります。